

(仮 称) 日 之 影 町 風 力 発 電 事 業

環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和2年6月

株式会社エルゴジャパンエナジー

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催を予定していた日時、開催場所	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年3月31日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年4月1日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・宮崎日日新聞（日刊）
- ・夕刊デイリー（日刊）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

- ・広報ひのかげ（3月号）
- ・広報みさと（4月号）

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 7 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・宮崎県庁環境森林部環境管理課（宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号）
- ・日之影町役場地域振興課（宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川 3398 番地 1）
- ・美郷町役場町民生活課（宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 1 番地）
- ・美郷町役場北郷支所北郷地域課（宮崎県東臼杵郡美郷町北郷宇納間 401）
- ・美郷町役場南郷支所南郷地域課（宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門 287）
- ・延岡市北方総合支所市民サービス課（宮崎県延岡市北方町川水流卯 682）
- ・諸塚村役場（宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代 2683 番地）

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.hergojapan.com/news/>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 5 月 1 日（金）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 名であった。

（内訳）日之影町役場地域振興課：4 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止

説明会の開催公告を方法書の縦覧等に関する公告と同時（令和2年4月1日（火））に行ったが、縦覧開始後に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことで、説明会の開催を予定していた複数の自治体より説明会中止の要請を受けた。当社所在地が緊急事態宣言の対象地域に設定された東京都であり、宮崎県知事のメッセージ（令和2年4月7日）（http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sogoseisaku/kenko/hoken/covid19_3.html）で東京都との往来自粛を求められた等の社会情勢を鑑み、今回の事象が「環境影響評価法施行規則」第3条の5第1項に定める事業者の責めに帰することができない事由に該当すると考え、「環境影響評価法」第7条の2第4項の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を中止した。説明会の中止は、日刊新聞紙へ「お知らせ」を掲載することで周知した。

なお、地域住民へ方法書の記載事項を周知するため、各縦覧場所及び当社ホームページに説明会資料を設置した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

その後、説明会中止の「お知らせ」を令和2年4月15日（火）付けの以下の日刊新聞紙に掲載した。

- ・宮崎日日新聞（日刊）
- ・夕刊デイリー（日刊）

[別紙4参照]

(2) 開催を予定していた日時、開催場所

説明会の開催を予定していた日時、開催場所は以下のとおりである。

<日之影町>

- ・開催日時：令和2年4月16日（木）19時00分から
- ・開催場所：八戸黎明館（宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2097番地）

- ・開催日時：令和2年4月17日（金）19時00分から
- ・開催場所：小川の郷（宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城735番地1）

<諸塚村>

- ・開催日時：令和2年4月18日（土）13時00分から
- ・開催場所：諸塚村中央公民館（宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3066）

<美郷町>

- ・開催日時：令和2年4月19日（日）13時00分から
- ・開催場所：美郷町北郷総合林業センター（宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間401）

<延岡市>

- ・開催日時：令和2年4月26日（日）13時00分から
- ・開催場所：北方コミュニティセンター（宮崎県延岡市北方町川水流卯 682）

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年4月1日（火）から令和2年5月22日（金）までの間

（縦覧期間終了後2週間間に大型連休を挟むことから、縦覧期間及びその後3週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は46件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は46件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>環境については、正直何が良いのか悪いのか判断できませんが、将来、自分の子供達が生活する時に生活しやすい環境であることを望むばかりです。発展も必要であり発展ばかりでは自然がだめになる・・・。</p> <p>子供達が都会にあこがれるのも理解できます。私もそうでした。</p> <p>しかし、今となつては自然を感謝することもできるようになりました。</p> <p>子供達も同じように感じたときに感謝できる環境を残すことが私達の責任とも思います。全てどちらかではなく選択できる環境にして欲しいです。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>環境影響評価手続きを通じ、可能な限り環境に配慮した事業となるよう事業者として努めてまいります。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>事業実施区域には、地すべり地形、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区がある。発電機の基礎構造については、地質調査の結果をふまえて決定するところがあるが、取り付け道路等の附帯施設は、どのような対応がなされるのか。</p>	<p>本事業は環境影響評価手続きとは別に、林地開発許可制度の対象となります。林地開発許可の手続きでは、ご意見にあるような災害の防止の観点から許可要件となっております。取り付け道路等の附帯施設において必要となる対策については、そちらでの協議を通じて検討してまいります。</p>
2	<p>水質調査が5地点で計画されているが、調査予定地より上流で取水している箇所があるが、取水点かその上流での調査が必要ではないか。</p>	<p>現地を改めて確認し、取水点近くでの調査が可能であれば調査地点を上流部に変更いたします。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	P21.3 (2) 用水の確保について、工事用水を自然水利から調達する場合、地権者や、水利利用者等との協議を充分に行っていただきたい。	工事用水を自然水利から調達することになりましたら、地権者や水利利用者等との協議を充分に実施してまいります。
2	P21.3 (3) ② 排水について、公共下水道はないので排水処理に注意が必要	工事中の排水処理に注意いたします。
3	P10～ 主要な工事について、県道・林道等それぞれの基準を遵守することをお願いする。	工事においては県道・林道等それぞれの基準を遵守いたします。
4	P11.2 交通について、資材搬入時に周辺地区への騒音について最大限の配慮をお願いしたい。	工事用資材等の搬出入に伴う騒音について、走行台数の平準化等の対策を行い、影響に配慮してまいります。
5	P198. 低周波について、完成しないとわからない面もあるので、運用開始後も丁寧な調査をお願いしたい。	低周波音については風力発電施設の供用後に調査を行います。
6	P212 動物について、上記理由により、バードストライク等への対応もお願いする。	鳥類におけるバードストライクについても、風力発電施設の供用後に調査を行います。
7	世界農業遺産、ユネスコエコパークの登録認定の事由となった美しい景観を損なわないよう配慮をお願いする。	本事業により美しい景観が損なわれないよう、配慮に努めてまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。 国内においても、鳥類及びコウモリ類の風力発電機への衝突などの影響は懸念されており、本事業でも、鳥類では、渡り鳥を含め鳥類の生息状況や渡りコースと飛翔高度などの把握に努めて参ります。また、コウモリ類では、高高度の飛翔状況を確認するため、音声モニタリング調査を含めた、コウモリ類の生息状況の把握に努めて参ります。
2	1. 方法書の段階でコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	ご意見を頂きましてありがとうございます。 ヒアリング結果を参考に、今後の手続きを進めてまいります。
3	2. 夜間踏査調査は「対象事業実施区域」のみではなく、「既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲」においても実施する必要がある。	夜間における踏査調査については、「対象事業実施区域」のみではなく、「既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲」においても実施することを検討しております。
4	3. 捕獲調査は「対象事業実施区域」のみではなく、「既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲」においても実施する必要がある。本方法書の1季3地点では季節ごとのコウモリ類の生息分布を把	捕獲調査を含め、コウモリ類の調査地点や時期については問題ない旨のコメントを専門家より頂いております。コウモリ類に対して最も影響が生じると考えられるものとしては、風力発電機が設置され

	握することはできない。	ることによるバットストライクが第一に挙げられるかと思慮いたします。よって、バットストライクによる影響を適切に予測、評価するためにも、風力発電機を設置する可能性がある「対象事業実施区域」において捕獲調査を実施することにより、「対象事業実施区域」におけるコウモリ種を把握してまいります。また、併せて「既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲」については、夜間における踏査調査によって、コウモリ相の把握に努めることにより、当該地域におけるコウモリ類の生息状況を総合的に把握できるように努めてまいります。
5	4. コウモリ類調査については風カアセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得る必要がある。	コウモリ類調査については、風カアセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を実施するとともに、準備書においても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を求めてまいります。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>頂いたご意見は要約せず、全文を順番のとおり公開させて頂くようにいたします。</p>
2	<p>■2. P412</p> <p>本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「カットイン風速以下の弱風でもゆっくりと回転するのが一般的ではありますが、現時点では機種について確定しておりません」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>現段階では、実際に採用する機種については未定となっております。バットストライクに関する予測については、ご意見頂いた点を踏まえ検討してまいります。</p>
3	<p>■3. P412</p> <p>本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？との意見に対して事業者は「一般的にピッチ制御型の風力発電機はフェザリング機能を備えていますが、機種により仕様が異なる」と回答した。本事業では、ピッチ制御型のカットイン風速以上の弱風（3-5m/s程度）でフェザリングできる機種を採用していただきたい。</p>	<p>現段階では、実際に採用する機種については未定となっております。機種選定の際には、ご意見頂いた点を踏まえ検討してまいります。</p>
4	<p>■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。</p>	<p>事例について、お示し頂きましてありがとうございます。お示し頂きましたように、バットストライクは起こっているものの、その実際のメカニズムについては未だに不明な点が多く、知見も少ないのが現状かと考えております。そのため、最新の知見の収集はもちろんのこと、まずは当該地域を実際にどの程度のコウモリ類が利用しているのかを調査によって把握することが重要であると考えており、そ</p>

	<p>これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017）</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p>	<p>の結果を踏まえ、重大な影響があると判断される場合には、追加的保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めてまいります。</p>
5	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u></p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、フェザリングやカットイン風速を上げるといった稼働制限も含めた環境保全措置を検討してまいります。</p>
6	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、フェザリングやカットイン風速を上げるといった稼働制限も含めた環境保全措置を検討してまいります。</p>

7	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「エルゴジャパン合同会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？ 上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
8	<p>■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
9	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p> <p>しかしながら、事前検討した環境保全措置が実際にどの程度有効であるかについては、事後調査の結果を踏まえて判断せざるを得ない部分があるというのが現状かと考えております。そのため、事後調査の結果を基に、必要に応じて、当該地域の状況に則したより適切な環境保全措置を講じることで、コウモリ類に対する影響の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>
10	<p>■10. 「事後調査」は信用できない理由</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>ご意見を頂きましてありがとうございます。事後調査の結果については公表し、透明性の高い形でお示しできるよう、検討してまいります。</p>
11	<p>■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて</p> <p>バットストライクについて「影響がある」、「影響</p>	<p>コウモリ類については、例えば樹冠部を主に飛翔する種や、それよりも高空を利用する種といったように、種によって主に利用する高度に違いがあるこ</p>

	<p>が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的な数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。</p>	<p>とが分かってきております。この利用高度の違いによって、種毎にバットストライク発生確率は変わってくるものと考えております。</p> <p>実際の予測及び評価の結果については、現地調査の結果を踏まえた上でのものになりますが、風力発電機のブレード回転域の高度で主に飛翔しているコウモリ類は相対的にバットストライク発生の確率が高くなる、すなわち、「影響がある」ということになる一方で、樹冠部を主な利用高度としている種については「影響が小さい」、又は「影響が極めて小さい」ということになるかと考えております。</p>
12	<p>■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。</p>	<p>「予測の不確実性」については、「改定・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成29年）では、「未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがある場合」とあり、コウモリ類といった、国内における知見が十分ではなく、予測が困難なものに対して、「予測の不確実性」があるとして事後調査を実施するものとなっております。</p>
13	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p> <p>しかしながら、事前検討した環境保全措置が実際にどの程度有効であるかについては、事後調査の結果を踏まえて判断せざるを得ない部分があるというのが現状かと考えております。そのため、事後調査の結果を基に、必要に応じて、当該地域の状況に則したより適切な環境保全措置を講じることで、コウモリ類に対する影響の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>
14	<p>■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p>
15	<p>■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という住民等意見に対して、</p> <p>===== 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大</p>	<p>「ライトアップを実施しない」という措置については、昆虫類の誘引を低減することが可能であるという考えから、それに伴うコウモリ類の風力発電機への誘引を抑えることが出来るのではないかと、といった考えに基づくものとなっております。</p> <p>理想としては、上記の考えにより、コウモリ類のブレード等への接近を回避できればとは思いますが</p>

	<p>な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>=====</p> <p>と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p>	<p>が、確実に回避できる、又は影響要因から遠ざけることで影響を発生させないと言い切れることは現状できないと捉えております。そのため、ここでは低減措置の1つとしてお示しさせて頂いております。</p> <p>今後も引き続き最新の知見の収集に努めるとともに、さらなる環境保全措置を検討してまいります。</p>
16	<p>■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>「ライトアップの不使用」については、環境保全措置の1つとしてお示しさせて頂いたものとなっております。</p> <p>事前に検討した環境保全措置を実施することによって、当該地域において、実際にどの程度バットストライクの発生が回避又は低減できるかについては、現在の知見での事前予測及び評価は困難と考えております。そのため、検討した環境保全措置の効果を客観的に確認する意味でも、事後調査を実施する必要性を感じております。事後調査の結果及び専門家のご意見を踏まえながら、必要に応じて追加的に環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
17	<p>■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。</p>	<p>「ライトアップの不使用」については、環境保全措置の1つとしてお示しさせて頂いたものとなっております。</p> <p>環境保全措置については、最新の知見の収集に努め、引き続き検討してまいります。事前に検討した環境保全措置を実施することによって、当該地域において、実際にどの程度バットストライクの発生が回避又は低減できるかについては、現在の知見での事前予測及び評価は困難と考えております。そのため、検討した環境保全措置の効果を客観的に確認する意味でも、事後調査を実施する必要性を感じております。事後調査の結果及び専門家のご意見を踏まえながら、必要に応じて追加的に環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という住民等意見に対して、「樹林地内もしくは樹林地に近い場所での実施になるのが現状です」と回答した。樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。風力発電機の樹林内への設置は「すべて回避」していただきたい。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>現時点では事業計画の詳細は定まっておらず、事業の熟度としてはまだ低い段階となっております。今後、現地調査において、当該地域におけるコウモリ類の生息状況について把握に努めてまいります。その結果を踏まえた上で、可能な限り樹林から隔離をとるよう事業計画を検討してまいります。</p>
19	<p>■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることがで</p>	<p>「ライトアップを実施しない」という措置については、昆虫類の誘引を低減することが可能であるという考えから、それに伴うコウモリ類の風力発電機への誘引を抑えることが出来るのではないかと、といった考えに基づくものとなっております。</p> <p>理想としては、上記の考えにより、コウモリ類のブレード等への接近を回避できればとは思います</p>

	<p>きる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」ことがバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>が、確実に回避できる、又は影響要因から遠ざけることで影響を発生させないと言い切れることは現状できないと捉えております。そのため、ここでは低減措置の1つとしてお示しさせて頂いております。</p> <p>今後も引き続き最新の知見の収集に努めるとともに、さらなる環境保全措置を検討してまいります。</p>
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>最新の国内の知見や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p>
21	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>最新の国内の知見や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p> <p>しかしながら、事前検討した環境保全措置が実際にどの程度有効であるかについては、事後調査の結果を踏まえて判断せざるを得ない部分があるというのが現状かと考えております。そのため、事後調査の結果を基に、必要に応じて、当該地域の状況に則したより適切な環境保全措置を講じることで、コウモリ類に対する影響の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>
22	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>配慮書への意見に対し事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です」のコピペを多用している。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>最新の国内の知見や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討してまいります。</p> <p>しかしながら、事前検討した環境保全措置が実際にどの程度有効であるかについては、事後調査の結果を踏まえて判断せざるを得ない部分があるというのが現状かと考えております。そのため、事後調査の結果を基に、必要に応じて、当該地域の状況に則したより適切な環境保全措置を講じることで、コウモリ類に対する影響の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>
23	<p>■23. P345 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が3か所のみであるが、その根拠を述べよ。</p> <p>「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(14箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査地点については、専門家へのヒアリングも踏まえ、風力発電機設置予定位置のコウモリ類の利用状況の把握を目的として対象事業実施区域内の2箇所、高高度の利用頻度を把握する目的として、風況観測塔の1箇所を設定いたしました。</p>
24	<p>■24. バットディテクターによる調査時間について</p>	<p>音声モニタリング調査の録音時間は、日没1時間</p>

	<p>バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>前から、日の出1時間後までを考えております。</p>
25	<p>■25. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>使用するバットディテクターの仕様については準備書にて記載いたします。</p>
26	<p>■26. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？ 日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討いたします。</p>
27	<p>■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと P343 事業者が行う P344 「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.tech/fak.fau.de/index.shtml 等も参考となる）。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」<u>に行うこと。</u></p>	<p>方法書以降の現地調査において、音声モニタリング調査を実施いたします。なお、国内での自動録音調査後の解析については事例が少なく、今後、さらに知見の収集を行い、定量的な予測・評価ができるように検討して参ります。</p>
28	<p>■28. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを与えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u></p>	<p>頂いたご意見を踏まえて、コウモリ類の生態学的知見を持った専門家にヒアリングを行い、可能な限り適切な手法による予測を検討します。</p>
29	<p>■29. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている</p>	<p>事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、既設事業の事後調査や最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討し</p>

	<p>*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	てまいります。
30	<p>■30. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で3月から11月まで必ず実施すること。さらにナセルに自動録音バットディテクターを設置し、同期間中のモニタリングをすること。</p>	事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、既設事業の事後調査や最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討してまいります。
31	<p>■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、既設事業の事後調査や最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考にしながら検討してまいります。

日刊新聞に掲載した公告

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)日之影町風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社エルゴジャパンエナジー
代表者の氏名 代表取締役 齋藤 稔
事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目十一番二十八号
合人社東京永田ビル
(仮称)日之影町風力発電事業

二、事業の名称 風力発電所設置事業

種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大五万四千四百キロワット
基数：最大十四基

三、対象事業実施区域 宮崎県日之影町、美郷町、延岡市及び諸塚村
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮崎県日之影町、美郷町、延岡市及び諸塚村
宮崎県庁環境森林部環境管理課 日之影町
役場地域振興課、美郷町役場町民生活課、
北郷支所北郷地域課、南郷支所南郷地域課、
延岡市北方総合支所市民サービス課、諸塚
村役場※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

五、縦覧の場所・時間

電子縦覧 <https://www.hergojapan.com/news/>
期間 令和二年四月一日(水)から
令和二年五月一日(金)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おられます意見書箱にご投函くださるか、令和二年五月二十二日
(金)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、八戸黎明館(宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折二〇九七番地)
開催日時 令和二年四月十六日(木)十九時〇〇分より

二、小川の郷(宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城七三五番地二)
開催日時 令和二年四月十七日(金)十九時〇〇分より

三、諸塚村中央公民館(宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代三〇六六)
開催日時 令和二年四月十八日(土)十三時〇〇分より

四、美郷町北郷総合林業センター
(宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間四〇一)
開催日時 令和二年四月十九日(日)十三時〇〇分より

五、北方コミュニティセンター
(宮崎県延岡市北方町川水流卯六八二)
開催日時 令和二年四月二十六日(日)十三時〇〇分より

八、問い合わせ先 株式会社エルゴジャパンエナジー
〒〇〇・〇〇一四 東京都千代田区永田町一丁目十一番二十八号
合人社東京永田ビル四階
電話〇三(五二五七)一五五五 (担当)佐藤、ハリゴツツイ

広報ひのかげ (3月号)

INFORMATION

お知らせのページ

介護保険特別徴収の仮徴収について

令和2年度の介護保険料は前年度所得が確定する6月以降でないと決まらないため前年度から特別徴収を受けている方については4月・6月の支払分は前年度2月支払分の保険料と同額により仮徴収が行なわれます。その後本年度の保険料を決定し8月分まで仮徴収分との調整を行い、10月・12月・2月に本徴収として年金から徴収されます。

◎問い合わせ先
保健センター介護保険係
TEL 87-2306

固定資産税に係る土地・家屋の価格等の縦覧について

税務課では、令和2年度の固定資産税の基礎となる土地及び家屋の価格等の縦覧を行います。

縦覧により、所有する土地や家屋の評価額が、他と比べて適正かどうかを確認することができます。

【対象者】 固定資産税の納税義務者

【縦覧期間】

4月1日(水) から6月30日(火)
午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日を除く

【手数料】 無料

【縦覧場所】 税務課

【縦覧に必要なもの】 印鑑、本人確認ができるもの(免許証・マイナンバーカードなど)

※代理人の場合は、委任状、代理人の印鑑、代理人本人を確認できるものが必要です。

◎問い合わせ先 税務課固定資産係
TEL 87-3901

3月の自殺対策強化月間

「悩みごと」斉相談について

国では3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体や関係団体等と連携して様々な啓発活動に取り組み、悩みごと、その活動の一環として「悩みごと」斉相談が行われます。

法律・経済・金融・消費・労働・こころの健康など、多岐にわたって相談窓口が開設され、日之影町では、総合相談電話 TEL 87-2100 (相談専用電話) で相談をお受けします。ひとりでは悩まず、誰かに話してみませんか。

※「相談窓口一覧表」のパンフレットは保健センター窓口にも設置しています。

シカの広域一斉捕獲がおこなわれます

農林業被害の軽減を図りながらシカの健全な個体群の安定維持を図ることを目的に、シカの広域一斉捕獲を、九州晋楽山地および耶麻日田英彦山系を中心とした5県の関係市町村において、次の日程で実施します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【捕獲期間】

3月22日(日)～3月29日(日)のうち一斉捕獲日3月22日(日)・29日(日)

【注意事項】 一斉捕獲日には、県境付近の林野への入山は、御遠慮ください。

◎問い合わせ先

農林振興課 TEL 87-3906

2020年春の農作業安全確認運動

宮崎県では、3月1日～5月31日までを春の農作業安全確認運動期間としています。

◎農作業事故の防止のポイント
①作業中も携帯電話を持ちまじょう。

- ②作業に適した服装で作業しましょう。
- ③点検中、エンジンは停止しましょう。
- ④ごまめに休憩をとりましょう。
- ⑤トラクターから降りるときは、後ろ向きで降りましょう。

日之影地域安全少年隊に入りませんか

町内の小学4年生から6年生を対象に、令和2年度に活動する「日之影地域安全少年隊」の隊員を募集します。

日之影地域安全少年隊は「夏の地域安全運動」や「年末年始の地域安全運動」期間中に、パトカーに乗っての広報活動、有線放送で地域安全や交通安全の呼びかけを行います。また、「深谷まつり」などのイベントで、キャンペーン活動や高千穂警察署を訪問して警察署の見学や指紋採取などの体験活動を実施しています。

地域の方々笑顔で生活できるよう、一緒に「日之影地域安全少年隊」で活動を行いまじょう!!

◎問い合わせ先
総務課 TEL 87-3900



日之影町風力発電事業(仮)環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

町内で計画されている風力発電事業について、環境調査・予測・評価を行う項目等をまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会が開催されます。

【縦覧期間】 4月1日～5月1日
午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日は除く)

【説明会】
4月16日 午後7時～八戸黎明館
4月17日 午後7時～小川の郷

◎問い合わせ先
(株)エルゴジャパンエナジー
TEL 03-5157-1555

印鑑登録について

印鑑登録とは、契約や登記等で使用する実印を住所地で登録することです。登録した方については印鑑登録証をお渡ししています。印鑑証明書を取得する際は、必ずこの印鑑登録証が必要となりますので、紛失等には十分ご注意ください。また、転出で住所が変更になった場合は、その都度住所地で登録する必要があります。

印鑑の登録や変更などは、本人の意思に基づき行うものですので、原則本人が窓口に来行し、顔写真付きの身分証明書を提示して申請をする必要があります。

※顔写真付きの身分証明書がない場合や、本人の来庁が困難な場合は、登録までに数日かかることもあります。

◎問い合わせ先
町民課 住民生活係
TEL 87-3902



お知らせ

固定資産税における土地・ 家屋価格等の縦覧について

令和2年度の固定資産税の評価額について確認していただくため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を無料で縦覧に供します。



1. 縦覧できる方

- ①町内に固定資産(土地・家屋)所有の納税者
- ②納税者から縦覧することについて委任を受けている者

2. 縦覧期間及び時間

- 令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)まで(ただし、土曜、日曜及び祝祭日は除きます)
8:30～17:15(ただし、12:00～13:00までは除きます。)

3. 縦覧場所

美郷町役場 税務課、南郷地域課(南郷支所)、北郷地域課(北郷支所)

4. 縦覧の際に持参する書類等

- ①納税者本人であることを確認できるもの:運転免許証、身分証明書、健康保険証、障害者手帳、納税通知書など
 - ③代理人であることを確認できるもの:委任状及び代理人自身の運転免許証、身分証明書、健康保険証、納税通知書など
- *尚、閲覧も期間中は無料です。

【お問合せ】税務課 66-3602

日之影町風力発電事業環境影響評価

方法書の縦覧と説明会の 開催について

株式会社エルゴジャパンエナジーが、日之影町で計画している風力発電事業について、環境調査・影響の予測評価を行う項目や手法をまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を行います。

縦覧場所	美郷町役場町民生活課、北郷支所北郷地域課
縦覧期間	令和2年4月1日(水)～令和2年5月1日(金)
縦覧時間	8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く
説明会の日時	令和2年4月19日(日)13:00～
説明会の場所	美郷町北郷総合林業センター 研修室

【お問合せ】株式会社エルゴジャパンエナジー 03-5157-1555

当社ホームページへの「お知らせ」掲載 (1/2)



2020/03/31

(仮称) 日之影町風力発電事業環境影響評価方法書の公表について**2020年4月8日お知らせ**

「環境影響評価法」に基づく「(仮称) 日之影町風力発電事業 環境影響評価方法書」の説明会の中止について
 令和2年4月1日(水)の宮崎日日新聞に掲載した4月16日(木)～19日(日)、26日(日)の説明会について、現時点での新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み受け止め、説明会の開催中止を決定いたしましたのでお知らせいたします。
 なお、説明会での使用を予定していた資料は、4月16日(木)～5月1日(金)にかけて、環境影響評価方法書の縦覧をしている各縦覧場所へ設置する他、下記に掲載いたします。

住民説明会資料 (4月16日～5月1日)**環境影響評価方法書の公表について (公告)**

「環境影響評価法」に基づき、令和2年4月1日付で「(仮称) 日之影町風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧致します。

(仮称) 日之影町風力発電事業環境影響評価方法書

方法書の縦覧

事業者の名称	株式会社エルゴジャパンエナジー
代表者の氏名	代表取締役 齋藤 稔
事務所の所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-2B 合人社東京永田町ビル4F
縦覧の場所	宮崎県庁環境森林部環境管理課 日之影町役場地域振興課 美郷町役場町民生活課 美郷町役場北郷支所北郷地域課 美郷町役場南郷支所南郷地域課 延岡市北方総合支所市民サービス課 諸塚村役場
縦覧時間	いずれも、開庁時間に準じます。
縦覧期間	令和2年4月1日(水)～令和2年5月1日(金)
電子縦覧	(仮称) 日之影町風力発電事業環境影響評価方法書
電子縦覧期間	令和2年4月1日(水)～令和2年5月1日(金)

当社ホームページへの「お知らせ」掲載 (2/2)

住民説明会について

日時	説明会所	住所
中止	黎明館 (日之影町①)-	日之影町大字七折2097番地
中止	小川の郷 会議室 (日之影町②)-	日之影町大字分福735番地1
中止	譚塚村中央公民館 学習室 (譚塚村)-	東臼杵郡譚塚村大字家代3066
中止	美郷町北郷総合林業センター 研修室 (美郷町)-	美郷町北郷区宇納間401
中止	北方コミュニティセンター 大会議室 (延岡市)-	延岡市北方町川水浜9682

住民説明会資料 (4月16日～5月1日)

[【日之影風力】住民説明会説明資料1\(事業計画\)](#)

[【日之影風力】住民説明会説明資料2\(環境影響評価\)](#)

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年5月22日（金）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

[【日之影方法書】HP印刷版用紙](#)

お問い合わせ

株式会社エルゴジャパンエナジー
 住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 合人社東京永田町ビル4F
 担当：事業開発部
 メール： info@hergojapan.com
 電話番号：03-5157-1555
 お問い合わせ時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

（仮称）日之影町風力発電事業環境影響評価方法書

本編

[【日之影】方法書第0章（表紙と目次）](#)

[【日之影】方法書第1章（概要書）](#)

[【日之影】方法書第2章（事業計画）](#)

[【日之影】方法書第3章（自然的状況）（1）](#)

[【日之影】方法書第3章（自然的状況）（2）](#)

[【日之影】方法書第3章（社会的状況）](#)

[【日之影】方法書第4章（調査予測評価の精度）](#)

[【日之影】方法書第5章（配慮書に対する大臣意見）](#)

[【日之影】方法書第6章（調査予測及び評価の手法）（1）](#)

[【日之影】方法書第6章（調査予測及び評価の手法）（2）](#)

[【日之影】方法書第7章（その他環境省令で定める事項）](#)

[【日之影】方法書第8章（委託コンサル）](#)

要約書

[【日之影】要約書（表紙～第5章）](#)

[【日之影】要約書（第6章）](#)

[【日之影】要約書（第7章～第8章）](#)

日刊新聞に掲載した説明会中止の「お知らせ」

お知らせ

「環境影響評価法」に基づく(仮称)日之影町風力発電事業環境影響評価方法書の説明会中止について

令和二年四月一日(水)の夕刊デイリーに掲載した四月十六日(木)～十九日(日)、二十六日(日)の説明会について、現時点での新型コロナウイルス感染症の状況を重く受け止め、説明会の開催中止を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、説明会での使用を予定していた資料は、四月十六日(木)～五月一日(金)にかけて、環境影響評価方法書の縦覧を行っている各縦覧場所へ設置する他、電子縦覧を行っている株式会社エルゴジャパンエナジーHPで掲載いたします。

縦覧の場所 宮崎県庁環境森林部環境管理課、日之影町役場
地域振興課、美郷町役場町民生活課、北郷支所
北郷地域課、南郷支所南郷地域課、延岡市北方
総合支所市民サービス課、諸塚村役場

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

<https://www.ergojapan.com/news/>
株式会社エルゴジャパンエナジー
〒100-0014
東京都千代田区永田町一丁目十一番二十八号
合人社東京永田町ビル四階
電話〇三(五一五七)一五五五
(担当)佐藤、バリゴツツィ

電子縦覧
問い合わせ先

